

事務連絡
令和4年1月27日

各都道府県
私立幼稚園施設整備費担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る
令和4年度事業の募集等について(依頼)

令和4年度事業について、別紙のとおり募集しますので、取りまとめの上、提出ください。

なお、内定前の事業着手があった場合は補助を行いませんので、御留意ください。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係 松村・坂巻

電話：03-5253-4111(内2716)

03-6734-2716(直通)

メール：youji-shinkou@mext.go.jp

別紙

1. 令和4年度事業計画一覧の提出について

令和4年度事業計画について、①別紙「令和4年度事業計画一覧」（都道府県集計表）及び事業ごとに②別紙様式2「私立幼稚園施設整備費補助金計算書（予定）」（事業者作成用）を作成し、提出ください（該当がない場合もその旨回答ください）。提出に際し、「4. 補足」及び「5. 注意事項」を必ず御一読ください。

(1) 補助対象

各都道府県管内における学校法人が設置する私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園のうち当該幼稚園の施設整備

(2) 募集事業

私立幼稚園施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱に定められる以下の全事業

○耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化

○防犯対策工事

○新築

○増築

定員増に伴う学級数増に伴う増築、36人以上学級の解消のための学級数増に伴う増築、感染症対策に伴う増築

○改築

耐震性不足、耐力度点数不足、築年数経過、預かり保育事業等の実施に伴う改築

○アスベスト等対策工事

○屋外教育環境整備（新增改築と原則同一年度に行われるものに限る）

○エコ改修事業

○内部改修工事

○バリアフリー化工事

※預かり保育事業等…子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業（預かり保育事業）及び同号第6号に規定する一時預かり事業（私立幼稚園の施設において行うものに限る。）を指す。

※耐震補強、改築（耐震性不足）については別添「改築（耐震）、耐震補強事業の事業要件、対象経費等について」参照すること。

(3) 提出期限

令和4年2月18日（金）締切厳守

(4) 提出先

文部科学省 初等中等教育局幼児教育課 振興係

提出アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【都道府県番号・都道府県名】令和4年度私立幼稚園施設整備費事業計画一覧（提出）」としてください。

※提出方法は電子媒体によること。

2. 令和4年度に交付決定する新增改築時の構造別単価【予定】

構造	m ² あたり単価
R, 耐S、W	204,800円
S	179,800円

3. 補足

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（※）に基づき、改築（耐震）、耐震補強については、倒壊又は崩壊する危険性が特に高い施設（Is値0.3未満又はIw値0.7未満）から優先的に採択を行う予定です。

そのため、改築（耐震）、耐震補強の区分で提出する事業については、事業計画一覧のIs値又はIw値記入欄を必ず記入してください。

なお、事業計画書提出時にIs値又はIw値が確認できる書類（耐震性能判定表等）の提出を求めますので正確な値を記載してください。

また、非構造部材の耐震対策については、建築基準法第12条に基づく調査及び点検（以下、「建築基準法点検」という。）又は建築基準法点検と同程度の専門的な点検における項目（特に、災害発生時に落下・倒壊等により人的被害が懸念される項目）に係る耐震対策を実施する事業について優先的に採択を行う予定です。

※平成30年度から令和2年度にかけては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく整備を実施してきたところ、令和3年度から令和7年度までの5年間については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく整備を実施し、施設の耐震対策を引き続き推進するものとしています。

- 改築（築年数経過）については、危険建物の取扱いとなる年数（構造別の耐用年数）からの経過年数が長い施設から優先的に採択を行う予定です。

そのため、事業計画一覧の築年数欄を必ず記入してください。

なお、事業計画書提出時に築年数が確認できる書類の提出を求めますので正確な値を記載してください。

構造	築年数
R	50年
W	24年
その他（S等）	35年

- アスベスト等対策工事については、令和3年度と同様に事業費の下限額は設けません。
- ブロック塀等の安全対策に係る工事については、これまでと同様に「耐震補強等工事（防災機能強化）」の区分で募集いたします。
- 預かり保育等の実施に伴う事業については、事業計画書提出時に預かり保育等の実施の確認が出来る書類（園児募集要項や子ども・子育て支援法第58条の11第1号に基づき市町村が行う確認の公示等）の提出を求める予定です。
- 事業計画書の提出を依頼する際に、各事業について当課にていずれの予算事業への採択候補事業とするかを指定します。予算区分の変更や希望についてはお応えできかねますので御了承ください。
- 事業着手とは、工事契約の締結のこととしています。なお、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当しますので、御留意ください。
- 単年度事業のため、原則、年度内に工事が完了するようにしてください。
- 令和4年度当初予算は国会における成立前であることから、当該予算への事業に係る内定及び交付決定は、該当予算成立後に行います。

4. 注意事項

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定に当たっては（1）、（2）のとおり行うこととし、また、事業経費が適正かどうかについては、（3）、（4）、（5）、（6）を踏まえ、特に留意すること。

- （1）原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- （2）入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定すること。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書（様式自由）に具体的に記入すること。
- （3）補助対象事業については、原則事業区分ごとに採択等を行います。各事業区分で対象となる経費はその目的に沿った整備に係る経費であり、それ以外

の経費については補助対象外経費として適切に取り扱ってください。

いずれの事業区分においても、補助金の対象経費となるのは、「本体工事」と本体工事に伴い必要となる「関連工事」です。本体工事は各事業の目的を達成するための施設整備を指し、関連工事は本体工事の施工に係る必要最低限の範囲（現状復旧等）を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。

- (4) 補助対象外の工事や補助対象施設とは別の施設の工事とあわせて事業を行う場合は、合理的な方法により総事業費から補助対象事業費を適切に算出するようにすること。
 - (5) 本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計費や諸経費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上すること。共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことが分かるように示すこと。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分すること。
 - (6) 新築・増築・改築事業における保有面積・建築面積には、壁（腰壁は除く）や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積は含めることができません。
- (3)、(4)、(5)、(6)については、過去に会計検査院からも不当事項として指摘されています。

5. 今後のスケジュール（予定）

○事業の選定・事業計画書提出依頼（※）：4月上旬頃

○内定・交付決定：各事業の実施予定時期による

※個別の法人毎の事業計画書の提出について

事業計画一覧を提出していただいた後、当課で事業の確認を行い、事業計画書の提出を求める事業を選定します。選定された事業については、次のとおり書類の提出を別途依頼します。（ただし、選定をもって事業の採択が内定するわけではありません。）

(1) 提出書類

- ① 私立幼稚園施設整備計画都道府県別総表（都道府県作成）
- ② 幼稚園別事業計画書
- ③ 幼稚園別補助金計算書^{※1}
- ④ 私立幼稚園施設整備費補助交付要綱第4条第1項に定める資料^{※2}
なお、旧園舎の図面も添付すること。
- ⑤ アスベスト等対策工事については、建材の分析書等のアスベストが含まれていることが明確にわかる資料。
- ⑥ 買収による取得については、幼稚園の施設を緊急に必要とする理由を明らかにする資料。
- ⑦ 預かり保育事業等の実施に伴う事業については、預かり保育事業等の実施の事実が明確に分かる資料（園児募集要項や子ども・子育て支援法第58条の11第1号に基づき市町村が行う確認の公示等）。

※1：事業区分が「改築（耐震）」の場合の保有面積は、耐震性能により区分（耐震性のない建物に係る面積を危険建物面積）とします。（未診断の建物を含む）その他の建物に係る面積は健全建物面積として扱います。

※2：事業区分が「改築（耐震）」の場合は、耐力度調査票に代えて耐震性能判定表を提出してください。また、事業計画書提出期限までに準備できない資料（前年度収支決算書等）は、資料の完成後速やかに提出ください。

(2) 提出期限

後日該当事業のある都道府県担当宛てにお知らせします。